

鹿沼市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

令和 7 年 1 0 月 1 日制定

令和 8 年 6 月 1 日改正

ふるさと納税課

1. 目的

ふるさと納税制度を活用し、本市の魅力を全国に発信し本市を応援してくれる人や関係人口の拡大、地場産業の活性化を図ることを目的に、寄附者へのお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下、「返礼品」という。）の提供に協力する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集するためにこの要領を定める。

2. 返礼品提供事業者の登録要件

返礼品提供事業者として登録できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ただし、市が提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではない。また、ふるさと納税の理念、市内産業の活性化や市内業者の健全な発展等を考慮し、返礼品提供事業者は市内業者を優先するものとする。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを市内に有する法人や個人事業者、若しくは鹿沼産の物品を取り扱っている事業者
- (2) 市税の滞納がないこと。ただし、本市に本社等が所在していない場合は、本社等が所在する市区町村において課された市税に滞納がないこと。
- (3) 各種法令（食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等）を遵守して生産・製造・販売又は役務等の提供を行っていること。
- (4) 代表者や関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 1 5 日法律第 7 7 号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (6) 返礼品の品質等に関して、寄附者からの苦情等があった場合は真摯に対応し解決に努めることができること。

3. 返礼品の登録要件

返礼品として登録できるものは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 国が定める地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号）に合致しているものであること。
- (2) 本市の特産品や魅力を伝えられる商品、又は本市の宣伝につながる商品、又は市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等であること。
- (3) 中間支援事業者からの発注に対し、速やかに発送対応等ができること。ただし、予め期間や数量を示して供給するものはこの限りではない
- (4) 品質及び数量において、安定して供給できること。
- (5) 商品情報の開示が可能であること。
- (6) 本市のイメージアップにつながるもの。
- (7) 各種法令（食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等）

鹿沼市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

に遵守したものであること。

4. 申請方法

(1) 返礼品提供事業者

以下のいずれかの方法で申請すること

ア 鹿沼市ふるさと納税返礼品提供事業者登録フォームから申請

<https://logoform.jp/form/BYIv/989439>



イ 鹿沼市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書をふるさと納税課へ提出

(2) 返礼品

返礼品提供事業者の登録を済ませたうえで中間支援事業者所定の様式（フォーム）にて、中間支援事業者へ提出すること。

(3) 登録期間

通年で受付

5. 登録の決定

(1) 返礼品提供事業者

「2. 返礼品提供事業者の募集要件」に基づき審査し、登録を決定する。その後、中間支援事業者との契約締結等を以て、ポータルサイトへの返礼品掲載が可能となる。

(2) 返礼品

「3. 返礼品の要件」に基づき審査。審査通過後、総務省の確認完了を以て、返礼品の登録を決定する。

※新規返礼品を登録する際は本市から総務省への確認が必要である。また、申請が総務省の新規返礼品確認申請受付期間外で行われた場合、次の受付期間まで返礼品の登録を待つ必要がある。

※既存の返礼品に関する軽微な変更については、総務省への確認を省略できる場合がある。

6. 返礼品提供事業者の登録の有効について

登録辞退の申し出がない限り、登録は継続されるものとする。

7. 返礼品の提供価格設定

返礼品の提供価格（以下「提供価格」という）は、商品代、サービス代、人件費、梱包資材費、消費税、地方消費税等全てを含めた価格とする。ただし、運送料は除くものとする。

8. 寄附金額の設定

返礼品の寄附金額は、提供価格が寄附金額に対し3割以内となるよう鹿沼市が決定する。なお、寄附金額の下限は原則3,000円とする。

鹿沼市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

9. 費用負担等

- (1) 運送料は、原則として本市が負担する。
- (2) 商品代入金の際に生じる振り込み手数料は返礼品提供事業者が負担する。
- (3) 商品の梱包に係る費用は、返礼品提供事業者が負担する。
- (4) 返礼品の設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品提供事業者の負担とする。
- (5) 上記の梱包費用及び設置費用は、提供価格に含む。
- (6) 寄附者から、商品の品質や誤発送等に関するクレームにより商品回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではない。
- (7) 代替品等による補償、交換、その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。
- (8) 配送業者の配送事故等に係る費用の負担については、当該配送事業者との取り決めにより対応するものとする。
- (9) 天災等の不可抗力事由により返礼品を提供することができない場合の費用の負担については、本市と協議の上で対応するものとする。

<費用負担表>

過失	リスク内容	費用	鹿沼市	返礼品提供事業者
事業者	返礼品の誤発送、返礼品の品質問題等による返礼品の回収・再発送	提供価格	負担しない	負担する
寄附者	特別な事情による返礼品の回収・再発送	提供価格	協議により対応する	
配送業者	配送事故等	提供価格	負担しない	配送業者との取り決めによる
該当なし	天災等の不可抗力によるもの	提供価格	協議により対応する	

10. 返礼品提供事業者の登録解除要件

- (1) 返礼品提供事業者が本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 「2. 返礼品提供事業者の登録要件」を満たさなくなったとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。

11. 返礼品の登録解除要件

- (1) 返礼品提供事業者の登録を解除したとき。
- (2) 「3. 返礼品の登録要件」を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしく

鹿沼市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

ないと本市が判断したとき。

- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき。
- (6) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は損害を及ぼすおそれがあるとき。
- (7) 返礼品に関する寄附者からのクレームに対する返礼品提供事業者の対応に重大な不備や過失があると本市が判断したとき、又は同様のクレームが多発するとき。
- (8) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

1 2. 中間支援事業者

効率的な運営、返礼品の受発注、商品代金の支払い、寄附者データの適性管理、寄附者からの問い合わせに対応するため、ふるさと納税業務を本市が選定する事業者には業務委託をする。

事業者名：株式会社新朝プレス

住 所：栃木県宇都宮市旭1丁目4-30

代表者名：代表取締役 高嶋 久夫

管理対象：ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび等

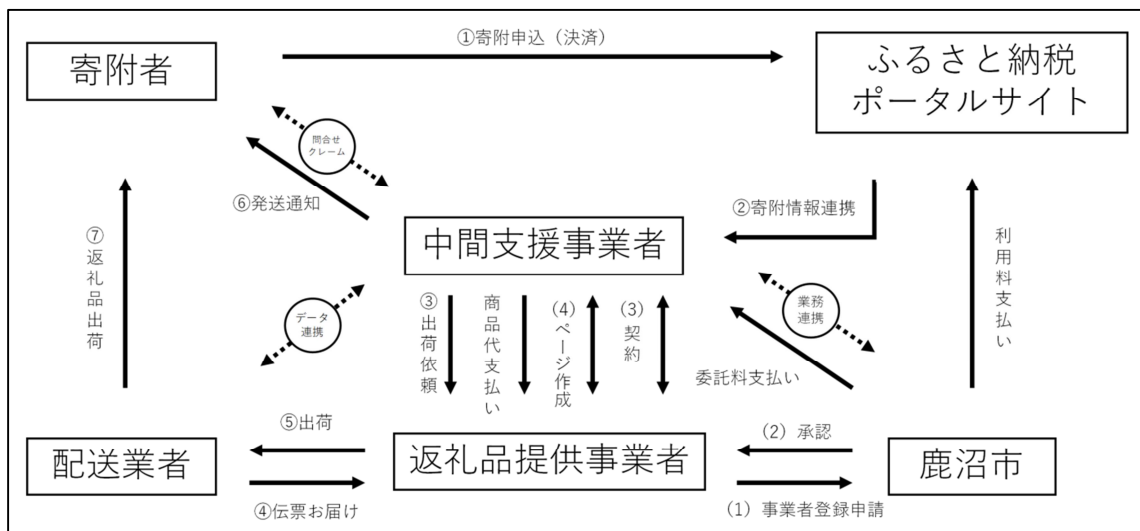
事業者名：株式会社さとふる

住 所：東京都中央区京橋2丁目2-1

代表者名：代表取締役 藤井 宏明

管理対象：さとふる、Yahoo!ふるさと納税

<事業イメージ>



※一部異なる部分があります

鹿沼市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

1 3. その他留意事項等

- (1) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送に際し共有される個人情報、発送業務の目的に限定して使用し、第三者へ提供することはできない。
- (2) 本市は、返礼品提供事業者に対し、関係法令や地場産品基準等の遵守状況確認のための調査を実施することができる。返礼品提供事業者は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- (3) 返礼品提供事業者は、関係法令及び地場産品基準を遵守していることを証明する書類を整備し、保存するとともに、必要に応じて提出する義務を有する。
- (4) 産地偽装等、返礼品提供事業者及び返礼品が関係法令又は地場産品基準に違反する等、返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由により本市に損害が生じた場合、本市はその損害の賠償を当該事業者に請求する場合がある。
- (5) 返礼品提供事業者が返礼品を送付するにあたり、本市が発行する資料の同封を依頼された場合、協力すること。
- (6) 返礼品提供事業者が返礼品を送付するにあたり、送料に影響しない範囲で、返礼品提供事業者の事業やPRを目的としたリーフレットを同封することができる。

1 4. 申請書提出・問い合わせ先

鹿沼市役所 総合政策部 ふるさと納税課 ふるさと納税係
住所：〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
電話：0289-63-2399
FAX：0289-63-2143
mail：furusato@city.kanuma.lg.jp